

福島広域雇用促進支援協議会からのお知らせ

小型移動式クレーン運転技能・玉掛け技能講習

- 【福島会場】**
 ●日時 8月1日(火)～6日(日)
 午前8時10分～午後5時20分
 ●会場 北部日本建設機械講習所(伊達市原島)
 ●定員 10人
 ●申込期限 7月19日(水)



- 【郡山会場】**
 ●日時 9月5日(火)～10日(日)
 午前8時10分～午後5時30分
 ●会場 富久山産業機械講習所(郡山市西田町)
 ●定員 10人
 ●申込期限 8月23日(水)

※申し込みには、身分証明書(自動車運転免許証など)の写しを添付してください。

フォークリフト運転技能講習

- 【福島会場】**
 ●日時 8月31日(木)～9月3日(日)
 午前8時10分～午後6時10分
 ●会場 北部日本建設機械講習所(伊達市原島)
 ●定員 10人
 ●申込期限 8月20日(日)



- 【郡山会場】**
 ●日時 9月28日(木)～10月1日(日)
 午前8時～午後6時10分
 ●会場 富久山産業機械講習所(郡山市西田町)
 ●定員 10人
 ●申込期限 9月18日(月)

※申し込みには、自動車運転免許証の写しの添付が必要です。

【共通事項】

- 申込方法 申込用紙は協議会田村窓口(産業部 商工観光課内)、各行政局、各商工会、田村市地域職業相談室アルファ、ハローワークに備え付けてあります。記入の上、田村窓口へ持参、郵送またはFAXで送信してください。また、インターネットからもお申し込みできます。

- ※申し込み締め切り後、一定の選考にて受講者を決定します。選考結果は電話でご連絡します。
 ※応募者多数の場合は、早めに募集を締め切る場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 ※掲載内容以外にもさまざまな講習などがあります。詳しくは、協議会ホームページをご覧ください。

- その他 いずれも、受講料とテキスト代は無料です。各種セミナー、講習会へご参加いただいた方(雇用保険受給者)で、証明書が必要な方に参加証明書を発行します。

問・申 福島広域雇用促進支援協議会 田村窓口(産業部 商工観光課内) ☎61-5585 FAX 61-5586
 ホームページ…[働きたいネット](#)で検索



車両系建設機械運転技能講習 (整地・運搬・積込み用及び堀削用)

- 【福島会場】**
 ●日時 9月13日(水)～17日(日)
 午前8時10分～午後5時20分
 ●会場 北部日本建設機械講習所(伊達市原島)
 ●定員 10人
 ●申込期限 8月30日(水)



- 【郡山会場】**
 ●日時 7月26日(水)～30日(日)
 午前8時10分～午後5時30分
 ●会場 富久山産業機械講習所(郡山市西田町)
 ●定員 10人
 ●申込期限 7月12日(水)

※申し込みには、身分証明書(自動車運転免許証など)の写しを添付してください。

ビジネスシーンに合わせた仕事の スゴ技パソコン術講座

初心者でも安心! 仕事力がUPする、すぐに使える実践テクニックを習得できます。

- 【郡山会場】**
 ●日時 8月21日(月)～9月8日(金)
 午前9時20分～午後4時
 ●会場 エヌケー・テック株式会社(郡山市鶴見坦)
 ●定員 20人
 ●申込期限 8月7日(月)
 ●受講期間 15日間



災害時避難行動要支援者避難支援制度のお知らせ

市では、災害対策基本法および田村市災害時避難行動要支援者避難支援プランに基づき、災害が発生した際に活用できる避難行動に支援を必要とする人の情報が記載された避難行動要支援者名簿を作成しています。また、この名簿対象者のうち、地域の避難支援関係者(民生児童委員・社会福祉協議会・自主防災組織・行政区・消防団・関係機関)の名簿提供に同意した方について、災害時に避難誘導などを迅速かつ適切に実施するための個別の具体的計画を作成し、避難支援関係者と情報を共有し、平常時からの見守り支援を行います。

●避難行動要支援の対象者

在宅で次のいずれかに該当する方のうち、災害時に自力での避難が困難で特に支援が必要な方。

- ①介護保険の要介護3以上の認定を受けている方
- ②身体障害者手帳1級または2級の第1種を所持する身体障害者(心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く)
- ③療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の方
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥おおむね70歳以上の一人暮らしおよび高齢者のみの世帯で、災害時の自力避難が困難な方
 ※同居家族がいる場合でも、時間帯などによって一人となる高齢者については対象となります。
- ⑦他自治体から田村市に避難している要支援者
- ⑧自ら避難行動要支援者名簿への掲載を希望する方

●避難支援関係者へ提供する名簿情報

- ①要支援者の要件区分
- ②氏名
- ③性別
- ④生年月日(年齢)
- ⑤行政区(住所)
- ⑥電話番号
- ⑦緊急連絡先氏名、電話番号 など

●避難行動要支援者への同意確認方法

上記「避難行動要支援者の対象者」に該当すると考えられる方に対し、「避難支援プラン同意確認書(個別計画)」を郵送しています。個別計画の作成と平常時から避難支援者への名簿情報を提供することに同意する方は、「避難支援プラン同意確認書(個別計画)」に必要事項を記入し、介護福祉課、各行政局市民課 または各出張所へ提出してください。また、文書が届いていない方で自ら名簿の登録を希望される場合は、下記へお問い合わせください。

問・申 保健福祉部 介護福祉課 ☎82-1115 各行政局 市民課、各出張所



犬の飼い主の皆さんへ

●マナーを守って散歩をしましょう

散歩中はビニール袋やシャベルなどを携帯し、ペットがフンをした場合には、飼い主が責任を持って必ず持ち帰りましょう。

●犬の放し飼いはやめましょう

犬の放し飼いは、禁止されています。散歩の時は、必ずリードをつけましょう。犬は鎖や丈夫なひもでつなぐが、柵やケージの中で飼いましょう。

●身元の表示をしましょう

犬の所有者を明らかにするために、首輪に鑑札や注射済票、名札をつけましょう。※飼い犬がいなくなった場合は、市役所や保健所で保護している可能性があるためご確認ください。

問 市民部 生活環境課 ☎81-2272 各行政局市民課

消費生活センターを開設

市では7月1日より、消費生活センターを開設しました。

消費生活センターでは、市民の方の消費生活トラブルの未然防止、被害拡大防止を目的に消費生活相談員が様々な相談に応じます。また、架空請求や悪質商法・商品やサービスに関する契約トラブルなどを解決するため、アドバイスや支援を行います。相談は無料で、個人情報などは厳守します。

●相談の事例

- ①携帯、スマートフォンを操作していたら、急に高額な請求の画面が表示された。
- ②訪問販売で高額な布団の購入をしたが、返品したい。
- ③家の屋根の修繕契約を結んだが、契約を破棄したい。

●場所 市役所 市民部 生活環境課内

●開設時間 平日(土日・祝日および年末年始を除く) 午前9時～午後4時まで
 ※相談受付は7月3日(月)から開始します。

問 消費生活センター ☎61-5009



広告欄 Advertisement

有料広告募集中

問い合わせ…総務部 総務課 (☎ 0247-81-2117) へ